豊中市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

- (1)「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。
- (2)「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。
- (3)継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。
- (4)「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの人が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。
- (5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(一括回答)

(1)~(5)について、本市では、大阪雇用対策会議の「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」が位置付ける「就職にむけた支援が必要な人」に対する支援につきまして、地域就労支援センターと無料職業紹介所を設置し、要支援者に対する相談・カウンセリングから各種能力開発事業、職業紹介、採用後の定着支援まで、個々のニーズに沿った支援を展開しており、特に職業紹介を含む支援は、相談件数や就職決定の増加となって効果が現れております。

フリーター・ニート等の若年者の就労支援は、地域就労支援センターに対する相談全体の12%程度を占め、その多くは就職困難者である「ニート等」です。すでに「大阪府若者サポートステーション」をはじめ、地域で相談・支援を展開しているNPOなどとも連携し、支援を行っています。また、若者自立塾の取り組みを応援するなど、支援のネットワークを広げております。

今後は、当事者への就労支援を向上させるとともに、企業・事業所の人材面の支援を充実させ、 雇用のミスマッチの解消、雇用・就労の促進を図ってまいります。

グローバル化など企業の競争環境の厳しさ、産業構造の変化、サービス経済化の進展などを受け、仕事や人材ニーズの変化が続いております。有望な産業・企業等における人材ニーズへの対応や、新たな求人や職域の開発などが重要になっており、さらに有望な産業・企業の立地促進と一体となった雇用創造が問われております。「豊中市企業立地促進条例」の制定(平成20年3月)をはじめ、府などの企業立地促進制度や新産業振興策を利用した企業等の動きを捉え、雇用面からの支援を進めてまいります。

市内中小企業に対しては、無料職業紹介事業を通じて求人ニーズに機動的に応えるとともに、 企業グループとの共同による人材ニーズに合った能力開発事業の実施、商工会議所と連携した雇 用面の支援(合同就職面接会等)など、産業や業種・職種等をめぐるミスマッチの解消を進め、 人材確保を応援しております。今後とも、地域に密着した雇用・就労施策を推進することによって、「就職にむけた支援が必要な人」のキャリア形成を継続して支援するとともに、企業・事業所に対しては「多様な人材」の活用や雇用の質の向上を通じた中小企業との信頼関係を拡大させ、地域の労働市場の発展に貢献してまいります。また、変化する雇用システムに関する情報の提供や個別労働関係紛争の解決支援などを含めた雇用・労働行政を引き続き充実させてまいります。 (市民生活部)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間 尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

中小企業の人的資源に対する施策は、本市が平成18(2006)年度から始めた工場訪問ヒアリング調査からも明らかとなったように、その必要性は認識しています。平成19(2007)年度からは、従来の補助施策を大幅に拡大し、「中小企業人材育成支援補助」事業を始めました。補助の対象となる研修の種類及び研修実施のための講師謝礼金も対象にするなど、中小企業が取り組む人材育成のための事業をより実施しやすくしたものです。さらに平成20(2008)年度は、新たに「市内ものづくり事業所ふれあいツアー」に取り組みます。これは市内在住の中学生が、日頃接する機会の少ないものづくりの現場で、実際のものづくりの体験を通して理解や関心をもってもらい、ものづくり企業への将来的な人材確保の一端を担うことを目的としています。今後も現在の人材育成と将来にむけた人材確保の両面から施策を構築していきたいと考えます。 (市民生活部)

(2)「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」では、「知と技の都 ものづくり新都市」として、大阪圏のものづくり基盤産業の力を引き出し高めていくこと、さらにバイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、コンテンツ、環境・新エネルギーの5つの新産業を成長有望分野として育成することの相乗効果によって、10年後に大阪圏ものづくりスーパークラスターを形成することを狙っています。またアジアゲートウェイ構想は、アジアに目をむけアジアにとって開かれた日本にすることで、アジアの成長と活力を日本に取り込み「創造と成長」を実現することを目的としています。

本市は、平成18(2006)年秋から、「とよなか・ものづくりフォーラム」を開催し、ものづくり 企業同士の連携の場を創設していることや、上記新産業を含む府の先端研究開発補助金を活用す るための対象地域としての認定を受け、また「豊中市企業立地促進条例」を制定する(3月市議 会)など、府の施策とも連携しながら産業施策を実施しています。 (市民生活部)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

平和主義・民主主義・基本的人権の尊重という憲法の理念に基づき、「新・豊中市行財政改革 大綱」に基づく取り組みを推進して、市民・事業者・行政の協働により多様化する公共サービス に対応した持続可能な行財政運営を確立してまいります。 (行財政再建対策室)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

豊中市の行財政運営の現状と今後という視点から、平成19(2007)年8月策定の「新・豊中市行財政改革大綱」及びその実施計画である「新・豊中市行財政改革プラン」に基づき、「新しい公共空間づくり」「持続可能な行財政システムづくり」「都市の未来づくり」「財政の健全化」の4つを目標に、着実に進めてまいります。 (行財政再建対策室)

地方債制度は、長期にわたり様々な世代が利用する施設の整備等について、現行の世代だけではなく将来世代にも負担していただくことによって、公平な費用負担と負担の平準化を図るために有効な制度です。しかし一方では、将来世代に財政負担をつけ回すことにもつながりかねないという危険もあります。このため、プライマリーバランスの均衡が図られているかどうかということを踏まえながら、財政運営を行っていくことが重要となります。

本市においては、平成16年度に収支均衡を回復するとともに、建設事業の見直しなどにより市債の発行を抑制し、プライマリーバランスについても均衡を図り、平成17年度以降も実質収支の黒字とプライマリーバランスの均衡を維持しているところです。

また、昨年8月に策定した「新・豊中市行財政改革大綱」においても、財政の健全化にむけた 財政指標に、実質収支の黒字化・黒字の維持、経常収支比率95%とともに、プライマリーバラン スの均衡堅持を掲げ、一層の財政再建に取り組むこととしました。

さらに、昨年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の健全化の指標となる実質公債費比率や将来負担比率などの整備と公表が定められるとともに、新地方公会計制度の導入方針が示され、資金収支計算書などについても公表が義務付けられたところであり、現在準備を進めているところです。

今後、学校をはじめとする公共施設の耐震化や老朽化した施設の改築・改修など多くの課題に 対応しながら、プライマリーバランスの均衡堅持とともに、新たな健全化指標の水準なども勘案 し、適切な公債管理に努めていきます。 (財政課)

3について独自要請

昨年策定された「新・豊中市行財政改革大綱」及び「新・豊中市行財政改革プラン」について、豊中市全体に情報公開するとともに、市民や働く者の視点に立ち推進すること。

(回答)

情報公開に関しましては、市のホームページや市政情報コーナーなどを通して広く市民に公開し、情報の共有化を進めます。また、推進にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、公平で効果的・効率的なサービス提供に努めるとともに、今まで行ってきたことの延長ではなく、新しい手法や取り組みに挑戦していく職場環境づくりを促進し、政策スタッフ制度やプロジェクトチームの活用など新たな方策を取り入れながら、各種課題に応じて最適な手法で取り組んでまいります。 (行財政再建対策室)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

夜間・休日診療や小児救急については、豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会等の医療機関との連携や、二次医療圏の4市2町との連携を図るとともに、平成16年に箕面市に開設いたしました豊能広域こども急病センターの機能を維持していきます。 (健康福祉部)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用 の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充 実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充す ること。

(回答)

介護保険の広報・啓発につきましては、パンフレット「わたしのまちの介護保険」を発行・配布し、文字サイズを大きくしたりイラストを使用するなど、高齢者にとって分かりやすいものとなるよう努めております。また、市のホームページ「ふくしねっととよなか」や地域説明会等で広報・啓発活動に取り組んでおり、本年3月には制度改正で新設された地域密着型サービスについて市のケーブルテレビで放映いたしました。引き続き広報・啓発の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、介護保険事業者に対しましては、事業者連絡会の場を通じ、制度改正等各種の情報提供を行っております。

苦情・相談体制につきましては、本市では早くから苦情調整委員会を設置し、利用者の立場に

立って各種のトラブルや苦情を聞き、解決にむけての調整を行っているところであり、介護相談 員派遣事業を実施するなかで、利用者の権利擁護にも努めているところです。 (健康福祉部)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターの大きな役割に地域のネットワークづくりがありますが、市では従来の 地域福祉ネットワーク会議のなかに高齢部会を設置し、行政機関をはじめ介護保険事業者、民 生・児童委員や社会福祉協議会の地域組織である校区福祉委員など地域関係者の参画を得ており ます。様々な生活課題を抱える高齢者を地域で支えていくため、当該会議において、社会福祉協 議会のコミュニティソーシャルワーカーとともに地域包括支援センターが中心となって、地域の 課題の共有と解決への取り組みを検討・実施しております。今後もこの会議を活用して、要援護 高齢者を支える地域ネットワークづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センター運営協議会には、第1号被保険者及び第2号被保険者代表に委員 としてご参加いただいております。 (健康福祉部)

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・N PO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施 策を講じること。

(回答)

高齢者の生きがいづくり・社会活動への参加促進につきましては、老人クラブへの運営補助や 社会奉仕活動を行うグループへの活動助成をはじめ、近年においては市民公益活動を行う団体と の協働による世代間交流事業の実施など、高齢者の自主的活動や市民公益活動との連携に対し支 援を行っております。

今後、団塊世代の方々など退職者が増えていきますが、こうした方々は地域社会を支えていく 担い手になることも期待されます。元気な高齢者が地域福祉や教育・子育てなど幅広い分野でそ の豊富な経験や能力を発揮しながら気軽に参加できる場を拡充していくため、大阪府の「アクティブシニアがあふれる大阪構想事業」や生涯学習・社会福祉協議会など関係部局(機関)とも連 携を強化し、高齢者の社会参加の促進に努めていきたいと考えております。 (健康福祉部)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方に基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護の制度に係る問題は、国が責任をもって行われるよう市長会を通じて要望するとともに、市民の利便性を高め安心して相談・利用できるよう、平成17(2005)年11月に生活福祉課の分室を庄内出張所内に開設したところです。

また、自立にむけた支援策につきましても、平成17年度より就労支援相談員を1名配置し、平成20(2008)年度からはさらに1名の増員を図るとともに、平成18(2006)年度作成の自立支援プログラムにより、ハローワーク・本市市民生活部などと連携を図り、生活保護受給者の自立にむけ求職活動への積極的支援に努めてまいります。 (健康福祉部)

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

本市としましても保健センターや窓口でのチラシ・パンフレット等でのPRに努めてきましたが、今後も豊中市・大阪府医師会及び豊中保健所と連携し啓発に努めます。 (健康福祉部)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度(休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等)のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

地域の多様な保育ニーズに応えるための制度といたしましては、休日保育・延長保育・病後児保育・一時保育、各保育所における地域交流事業や所庭開放、ふれあい子育て相談等、「公立保育所運営3ヶ年計画」に基づき、公立保育所が地域の基幹施設となるよう、保育所がもつ子育て機能を地域の子育て中の保護者と子どもに活用する取り組みの充実を図っているところです。

なお、医療機関と連携して実施する病児保育につきましては、医師の常駐を必要とする事業ですので、医師の確保が困難な状況や費用対効果も含め関係機関とも意見交換するなかで、実施の可否につきましては今後の課題としてまいります。

地域の子育て支援につきましては、地域支援保育士や保健師・子どもに関わる関係機関・団体等が連携し、子育ち・子育て支援のネットワークづくりを進めております。そのため、おおむね小学校区ごとに校区連絡会を設置しており、今年度は全小学校区に設置予定となっております。 今後も身近な地域での子育ち・子育て環境の充実を図ります。

ファミリーサポート事業につきましては、依頼会員の増加に伴い援助会員の確保が急務となっ

ております。今後退職される団塊の世代、保育士等の有資格者、関係機関・団体等への援助会員 の募集ちらしの配布や広報誌による会員募集など、増員にむけた取り組みを進めております。 (こども未来部)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

人材育成のための研修の実施につきましては、平成17年3月に策定いたしました「豊中市人権保育基本方針」を基本の柱に置き、同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・地域支援と5つの領域別課題研修及び所長・主任・保育士・看護師・技能員等、各職種別の課題研修を、公立・民間保育所ともに研鑽し学び合う場として年間45回にわたり実施し、保育の質のさらなる向上に努めているところです。 (こども未来部)

市で雇用する臨時・非常勤職員の勤務条件については、労使で協議のうえ、一定の改善を行っており、今後も社会情勢等を踏まえながら検討してまいります。 (総務部人材育成室)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課 後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備 や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保 育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

児童の放課後対策につきましては、国におきまして、文部科学省の放課後子ども教室推進事業 と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対 策事業(放課後子どもプラン)の推進が示されております。

本市といたしましては、今年度、教育委員会の「地域子ども教室」とこども未来部の「放課後こどもクラブ」を並行して実施するなかで、両事業のよりよい連携方策についての検討・具体化や事業の進行管理等を担う運営委員会を発足させたところであり、今後、両事業にとってメリットがあり、かつ充実した事業展開が図れますよう努めてまいります。

「放課後こどもクラブ」につきましては、市立の全小学校において本市直営にて実施しております。また、対象児童を拡大することにつきましては、現行の対象学年におきましても入会児童数の増加が見込まれており、一方で学校においてはクラブ室として活用できる教室の確保が困難な状況であることから、まず現状は、狭隘となっているクラブ室の拡充整備を図ってまいりますとともに、その他の課題解決にも取り組みながら、「放課後こどもクラブ」事業の充実に努めてまいります。 (こども未来部)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所

づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

「大阪学校支援人材バンク」は平成16(2004)年度末で終了しました。本市では、平成15(2003)年度から「豊中市学校園支援人材バンク」を設け、教育活動の充実を図るとともに開かれた学校園をめざすため事業展開に取り組んでおります。「地域教育協議会(すこやかネット)」については、大阪府の補助金支出は平成19(2007)年度までとなっていますが、本市としては、次年度以降も継続した財政支援等を通して、地域の子どもは地域で育てるという意識を広め、地域の総合的な教育力をさらに高めていきます。

また、子どもたちの安全・安心な居場所と学校を拠点としたコミュニティづくりを推し進める ため、地域の諸団体や多様な人材の参画を得ながら、「地域こども教室」事業の充実を図ります。

平成9 (1997)年度から続いています「子ども110番の家」、ならびに平成17 (2005)年度に発足しました各小学校区の「子どもの安全見守り隊」につきましては、さらに協力家庭や協力者の拡大等に努め児童生徒の安全対策の強化を図ります。

あわせて、平成18(2006)年度に配置しました「セフティメイト」につきましては、よりきめ細かな巡回活動が行えるよう人員配置の拡充を図るとともに、巡回活動を行うだけでなく、「子どもの安全見守り隊」や小学校の昼間警備員等との連携をさらに深め、地域における安全ネットワークづくりの一翼を担うものとなるよう努めてまいります。 (教育委員会)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとすること。

(回答)

高等学校などの奨学金制度の主なものといたしましては、大阪府育英会や豊中市独自の奨学金貸付などがあります。今後とも保護者・生徒へのお知らせ文書の配布や「広報とよなか」・本市のホームページなどへの掲載とともに、学校におきましては進路指導で奨学金制度の説明を行い、豊中と蛍池の人権まちづくりセンターにおきましても、進路選択支援事業のなかで奨学金の活用などの情報提供により奨学金制度の周知徹底を図ってまいります。

また、就学援助費補助金制度につきましては、小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、現行の補助金の支給額を堅持するよう努力してまいりたいと考えております。 (教育委員会)

6. 平和·人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済シ

ステムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害その ものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では平成17(2005)年度に、効果的・効率的な相談・救済体制の構築をめざして関係課や団体で組織する人権相談機関ネットワーク会議を発足させ、人権相談における困難事例の研究や研修・情報交換など、相談員の資質向上に取り組んでいるところです。そのなかで、相談員への支援・ケアの問題が重要であるということが見えてきました。このことは、人権擁護士(「(仮称)人権ケースワーカー」は最終的に「人権擁護士」という名称になりました)の使命として想定されている仕事と重なる部分がありますが、相談員への支援・ケアについては、組織として相談員を支える仕組みをつくることが有効ではないかとの意見もあり、方法について検討が必要と考えています。さらに、人権擁護法案をめぐる国の動きも注視しながら、人権相談・救済システムの充実に努めていきたいと考えています。

また、今も社会には様々な立場の人々に対する人権侵害が存在すると考えていますが、そのなかにはいわゆるマイノリティと呼ばれる少数の人々も含まれています。これらの人々が人権侵害を受けた時の相談・救済システムの充実が必要であることはもちろんですが、そもそも人権侵害を発生させないために、社会的マイノリティへの理解を深めてもらうための市民への啓発活動も進めていかなければならないと考えています。 (人権文化部)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り 組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体 の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに 30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

「豊中市男女共同参画条例」に基づき、「男女の家庭生活と職業・地域生活の両立支援」「就業における男女共同参画の推進」等6つの基本目標からなる「豊中市男女共同参画計画」を平成16年3月に策定いたしました。また、国や大阪府の計画改定ならびに男女雇用機会均等法・DV防止法の改正などに的確に対応するため、平成20年2月に本計画の一部を見直しました。今後とも計画に基づき、施策の着実な推進に努めてまいります。

また、審議会等への女性参画につきましては、同計画のなかで「審議会等の女性委員の割合」 を推進のための指標項目と位置付け、平成23年度の目標値40%を掲げ、取り組みを行っております。
(人権文化部)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定する こと。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男

女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進 を図ること。

(回答)

男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画社会基本法の趣旨と理念に沿った内容で、平成15年10月に「豊中市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。この条例に基づき、男女共同参画苦情処理委員会及び男女共同参画審議会を設置するとともに、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画の推進に努めております。 (人権文化部)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

セクシュアル・ハラスメント相談員につきましては庁内に相談員を配置し、職員からの相談に備えております。また相談員の研修につきましては、毎年外部講師を招き、相談の受け方や面談の仕方などを講義やワーク・事例検討を通して相談員の能力アップを図っております。

(総務部)

とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」において常設の相談室を設置し、性別に起因する人権侵害及び悩みに関する相談事業を行っており、広報誌やホームページなどでPRに努めるとともに、相談員の研修も行っております。

一方、平成20年1月に改正施行されたDV防止法への対応として、「DVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定と「配偶者暴力相談支援センター」の設置が市町村の努力義務とされたことに伴い、この度の「男女共同参画計画」の見直しに際し、検討項目として盛り込みました。今後、関係機関・部局と連携・協力しながら、DVの防止と被害者の救済のための施策の推進に一層努めてまいります。 (人権文化部)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市では、事業主として「豊中市特定事業主行動計画」を策定しているが、その取り組み項目 を実施していくなかで、より一層の次世代育成対策を講じていきたい。 (総務部)

男性も女性も社会を構成する対等な一員として責任を担い、家庭・地域生活と職業生活などとの両立が求められていることから、男性の育児休業や介護休業、子の看護休暇の取得促進はそのための必要な条件の一つであると認識し、「豊中市男女共同参画計画」において、基本施策の一

つに「仕事と子育て・介護・看護の両立のための制度の周知と利用促進」を掲げています。今後 とも、関係部局や労働団体・企業団体などと連携しながら、市民・労働者・事業主にむけた育児 休業制度・次世代育成支援対策推進法の情報提供や啓発に努めてまいります。 (人権文化部)

8. 環境施策

- (1)「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。
 - ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門(自動車など)や民生部門(家庭・オフィスビルなど)の対策を強化すること。

(回答)

「豊中市地球温暖化防止地域計画」の情報提供につきましては、市のホームページで公表するとともに、冊子・リーフレットを作成・配布し、市民環境展や京都議定書発効記念日である2月16日の講演会等で普及啓発を図っております。今後とも、あらゆる機会を通じて普及啓発を行ってまいります。

平成20年度からは、この計画に基づき、温室効果ガス削減のための対策メニューを牽引するための具体的な戦略として、交通部門は、EST(環境的に持続可能な交通)モデル事業の推進のなかでの「自動車の利用抑制と公共交通機関利用への転換促進」、民生部門では、市民・事業所向けの「省エネ機器・省エネ住宅への取り組み等に対する支援システムの構築」などに取り組んでまいります。

また、市民向けの太陽光発電設備・太陽熱温水器の設置に対する補助金の新設も予定しております。 (環境部)

(1) -② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとすること。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「豊中市地球温暖化防止地域計画」のなかにヒートアイランド対策を盛り込み、地球温暖化対策と重なる省エネルギーの取り組みは、この計画において包括的に実施することとしております。また、蓄熱の抑制及び蒸散作用の促進につながる夏季の緑化等を取り上げており、これらの取り組みを進めることで、大阪府の計画の推進に寄与するものと考えております。さらに、緑化につきましては、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく環境配慮指針により、一定規模以上の開発等において敷地内緑化の基準を定め、事業者に指導しております。 (環境部)

(1) - ③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストッ

プ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。 さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年 間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積 極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」の普及・啓発につきましては、今後とも大阪府と連携して推進してまいります。またアイドリングストップにつきましては、引き続き広報等で市民・事業者に呼びかけてまいります。

交通部門(自動車など)の広報及び対策につきましては、あらゆる媒体や安全運転者講習会・ 春秋の全国交通安全運動イベントなどを利用して広報活動を幅広く行い、各種の運動の充実を図ってまいります。 (環境部・土木下水道部)

- (2)「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。
 - ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率 (10.5%) を、早期に全国平均 並み (19.0%) にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの 分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市は、「ごみ減量計画」に基づき市民・事業者・行政の三者による「協働とパートナーシップに基づく循環型社会づくり」の実現にむけ、環境マネジメントシステムの考えを取り入れたごみ減量の取り組みを進めております。また現在、本市のごみ中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドで進められている「リサイクルセンター (仮称)」整備などの施設整備計画にあわせ、豊中市廃棄物減量等推進審議会では、リサイクルを推進することを基本とした「分別収集の基本的な考え方」について審議しております。

今後、ごみの分別収集の細分化を含め新しい分別収集を実施する際には、十分な周知期間を設け、広報誌やケーブルテレビ、各団体への出前講座やごみ減量フォーラム等を通じて、市民・事業者の理解・協力を得て、リサイクル率の向上にむけた取り組みを進めてまいります。

(環境部)

(2) -② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理 を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地 帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増 設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

廃棄物の不法投棄が多発する地区につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号)等関係法令上の罰則内容等を掲載した看板を管轄警察署と連名で設置してい ます。また、平成16(2004)年度からは、不法投棄が繰り返し発生する悪質箇所については防止カメラを設置し、あわせて設置中であることを表示する看板も設置しております。平成19(2007)年度には新たに4ヶ所防止カメラを設置し、定期的な巡回パトロールを実施するなかで一定の抑止効果が認められております。

今後ともこういった看板類の設置を継続するなかで、行政としては、より速やかな通報による 実態把握にむけ市や関係機関の連絡先周知を検討する一方、地域の皆さんが互いに美化活動に取 り組むことを約束する制度「まち美化活動協定」の普及により、地域での不法投棄の未然防止や 早期発見・通報といった地域と行政の連携強化にも努めていきたいと考えています。

また、野外焼却・野積みといった産業廃棄物の不適正処理対策につきましては、産業廃棄物の 適正な処理のために必要な規制等について規定する「大阪府循環型社会形成推進条例」(平成15 年大阪府条例第6号)において、土地所有者の責任とともに大阪府の指導等について規定されて いることから、大阪府に対し適切な対応を要請したいと考えております。

このほか、道路や河川等の公共場所の管理者や警察等の関係機関をはじめ豊中市まちを美しくする運動連絡会議の関係機関・団体との連携を密にしながら、不法投棄がされにくい環境づくりに努めます。 (環境部)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市では、汚水系統の公共下水道整備はほぼ完了していますが、一部未水洗家屋や、水洗済家屋でも地形や家屋の構造等で生活排水を公共下水道へ排水していない家屋があります。

未水洗家屋の水洗化促進を行うとともに、洗濯排水等の生活排水が側溝や水路に流れている場合、パトロールや市民からの通報により改善依頼や指導を行っています。また、市民向けには本市広報誌にて下水道を正しく使う旨の啓発を行っています。 (土木下水道部)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市では、大阪府の取りまとめている「地震防災計画」に基づき、「地域防災計画」の補強に伴う見直しを実施してまいります。

災害用の食糧備蓄体制につきましては、本市独自の想定に基づき、大阪府の想定数を超える数の整備を行っており、今後におきましても点検・整備を行ってまいります。

地域住民なども巻き込んだ訓練につきましては、2006・2007年度に引き続き、2008年度につき

ましても関連機関と連携しながら実施してまいりたいと考えております。 (危機管理室)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

公立学校の耐震対策につきましては、平成22年度までに耐震診断を行いますが、とりわけ体育館については、災害時の避難施設にもなっていることから、平成22年度までに耐震補強工事を完了させる予定で、校舎につきましても診断結果を踏まえ計画的に耐震化を図っていきます。

(教育委員会)

(3) 公共施設 (特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設) へのAED (Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器) の設置を拡充すること。

(回答)

AEDにつきましては平成17年度から設置を始めており、市内体育施設にも順次設置しております。現時点において計画を上回る設置状況であり、引き続き充実にむけて取り組んでいきます。また、地域のイベント・集会において、各種団体にAEDの貸し出しを行っております。

(健康福祉部)

スポーツ施設におけるAEDの設置状況に関しては有人施設全ての施設に設置済みであり、無人施設の野球場やテニスコートの対応については、貸し出し用AEDをスポーツ振興課が2台保有をしています。今後とも、どなたでも利用していただけるよう、PR・啓発に努めていきます。

(教育委員会)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

市民農園は、園芸の場を提供することにより、市民の健全な余暇活動を増進するとともに、農地の保全と農家の経営安定に資することを目的として、昭和50年から事業を継続しております。 全市市街化区域の本市において農地の確保は困難な面がございますが、今後とも市内農家の協力を得ながら事業の継続を図ってまいります。 (農業委員会)

(2) 違法駐車の取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点か

ら、貨物車両用の各種施設(専用駐車場や荷捌施設など)の整備を推進すること。また公営 駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

交通部門(自動車など)の広報及び対策につきましては、あらゆる媒体や安全運転者講習会・ 春秋の全国交通安全運動イベントなどを利用して活動を幅広く行い、各種の運動の充実を図って まいります。 (土木下水道部)

貨物車両用の各種施設整備の推進につきましては、駅前商業地とりわけ阪急豊中駅東口地区では、市民主体のまちづくりに取り組む豊中駅前まちづくり推進協議会(住民・事業者などで構成)と協働し、地域の交通問題の解決にむけた取り組みを進めています。これまで、地元と行政、交通・物流事業者が議論を積み重ね、交通・物流問題の解決にむけた調査を実施、平成12年には、TDM(交通需要マネジメント)施策の有効性を検証する交通社会実験を行い、今後の施策方針を確認しました。また、平成14年には「荷捌施設整備需要把握調査」を通じ、必要な荷捌施設の規模を把握するためのデータ収集を行っています。

現在は、駅前商業ビル建て替え事業者に荷捌施設の確保を要請するとともに、国などの施策活用を視野に、まちづくり基本方針化されている道路整備の事業性を高める検討を進めています。 (まちづくり推進部)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通 の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・ バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持す る際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市は平成20年3月に第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を受けました。すべての生活者・利用者にとって利用しやすい、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより 一層進め、交通環境の整備に努めてまいります。 (土木下水道部)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

地域の特性や周辺住民の要望などを見極め、関係機関と協力しながら安全な歩道等の整備に努めてまいります。また交通事故防止の有効な手段として、交通安全教育の充実もあわせて努めてまいります。 (土木下水道部)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドの対象駐車場は、府・市それぞれで運営しております。府など関係機関と協力し、市民のニーズに合った施設運営に努めてまいります。レンタサイクルにつきましては、中心となって運営しているのは鉄道事業者系企業ですが、市も連携し利用促進に取り組んでまいります。 (土木下水道部)